

1 都市計画に関する知識の普及、情報の提供

(1) ホームページの活用

ア 都市計画に関する住民の正しい理解とそれに基づく協力を得ながら、都市計画に関する合意形成の円滑化および住民の主体的な参加意識の醸成を図るために、都市計画制度を始めとする都市計画一般の知識の普及・啓発が必要です。

イ 都市づくりに関する情報提供については、既にインターネットによる県のホームページ上で進めていますが、今後ともホームページを活用した情報発信を強化し、都市計画に関する知識の普及・啓発に取り組めます。

ウ 特に、都市計画決定手続については、説明会・公聴会等の開催情報、縦覧等の情報、都市計画審議会の議事録等の提供についても、ホームページを活用した充実化に取り組めます。

(2) 都市づくりに関するシンポジウムやイベント等の開催

都市づくりに関する様々なシンポジウムやイベント等を開催し、都市計画に関する情報をできるだけわかりやすく提供するとともに、有識者等による意見交換等を通して都市づくりに関する住民の関心、意識を高めることに取り組めます。

2 都市計画提案制度の運用

(1) 制度の概要

ア 近年、まちづくりへの関心が高まる中で、都市計画への関心も高まり、住民やまちづくりNPO等が主体となったまちづくりに対する多くの取組が見受けられるようになりました。

イ 都市計画の提案制度は、住民等が行政の提案に対して単に受身で意見を言うだけでなく、より主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また、可能とするための制度として創設されたものです。

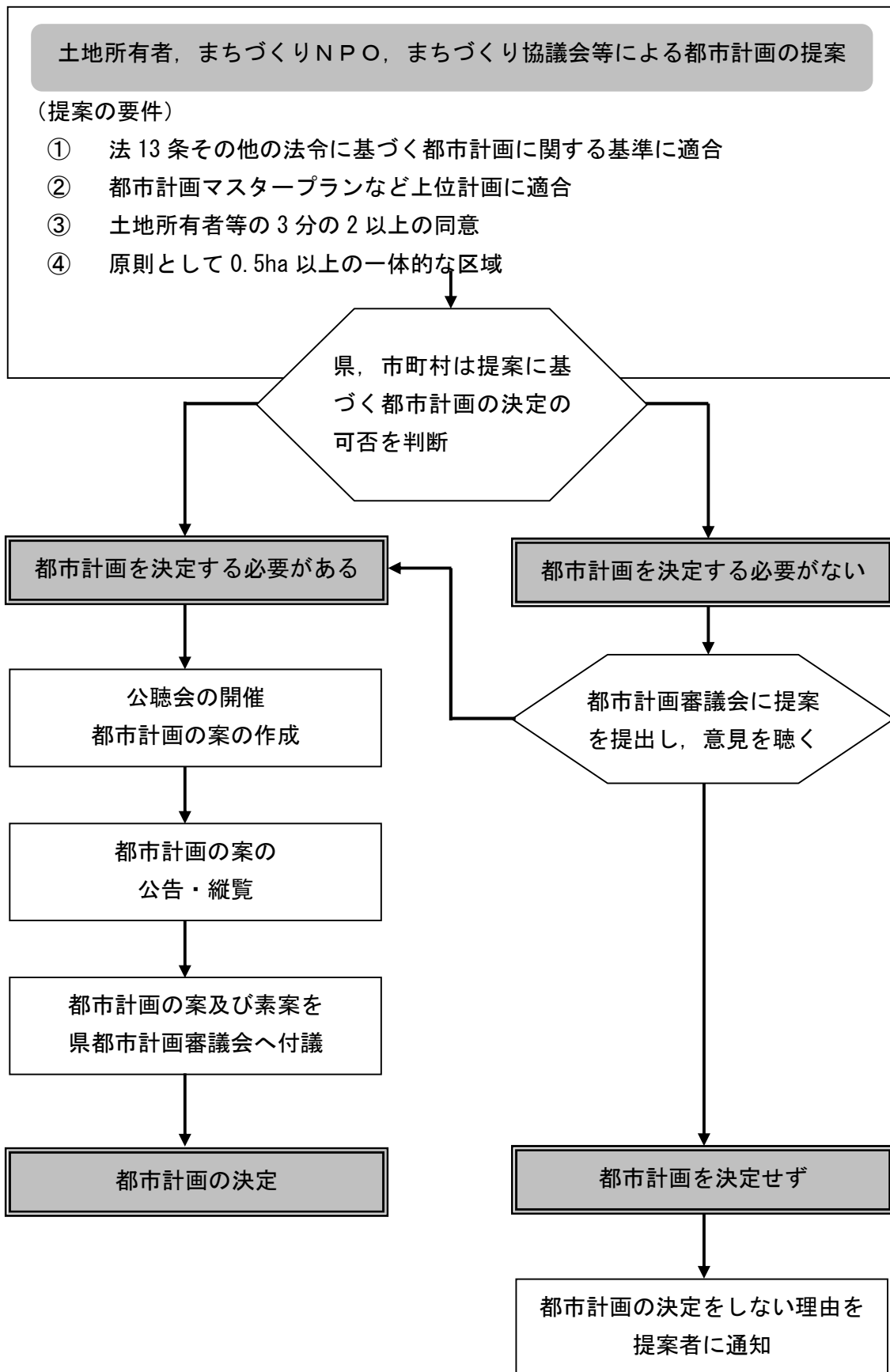
ウ 提案制度はこれを契機として、まちづくりや都市計画に対する住民の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加が促されるものであり、この制度の普及や積極的な活用を図ることを手段として、まちづくりへの住民参加のあり方自体をより実質的なものへと高めていことが期待されている。

エ 制度の仕組みは、以下のとおりです。

項目	内容
都市計画の提案主体	① 都市計画区域又は準都市計画区域内の土地所有者等（一人で、又は数人共同して） ② まちづくり活動を行うNPO、公益法人等
提案できる都市計画	① 県、市町村が定める全ての都市計画が対象となります。 ② 但し、県が定める「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発方針等」は対象外です。
提案に必要な要件	① 提案に係る土地の区域が、0.5ha以上の一体的な一団の土地であること。 ② 提案に係る都市計画の素案が、都市計画区域マスタープラン等の都市計画に関する基準に適合していること。 ③ 提案に係る土地の関係権利者の3分の2以上（人数と面積）の同意があること
提案に必要な書類	① 提案書 ② 都市計画の素案 ③ 土地所有者等の同意書
提案に関する県、市町村の判断	県、市町村は、提案後、遅滞なく都市計画決定・変更の必要性を判断し、必要性があるときは、都市計画の案を作成します。
提案を踏まえた都市計画の案の県審議会等への付議	県、市町村は、都市計画決定・変更において、県都市計画審議会に、都市計画の案とあわせて都市計画の素案を提出します。
都市計画決定をしない場合の措置	県、市町村は、都市計画決定・変更の必要がないと判断した場合、遅滞なく、県審議会の意見を聞いた上で、判断した旨及びその理由を、提案者に通知します。

(2) 都市づくりに関する都市計画の提案制度のフロー

都市計画提案制度の手続に関するフローは、以下のとおりです。



(3) 提案制度の普及・活用に向けて

- ア 都市計画提案制度の普及・活用に向けて、ホームページ等により提案制度に関する知識の普及、情報の提供を図ります。
- イ また、具体的な住民等による都市計画提案の準備作業に対して、情報提供や技術支援等を行います。
- ウ さらに、住民等による都市計画提案後も、県や市町村による都市計画決定に向けた検討、手続の過程に関する情報の提供を行います。